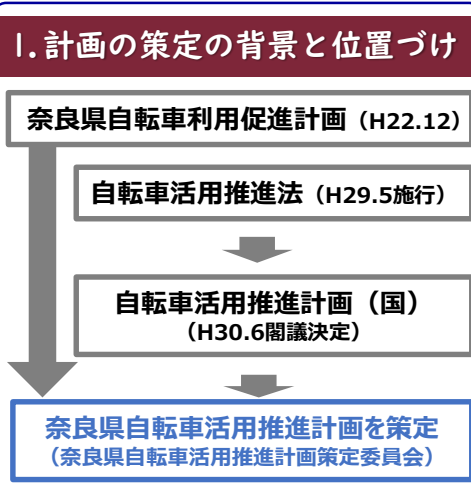


奈良県自転車活用推進計画(概要版)

○自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るため、「自転車活用推進法」を平成29年に施行。
 ○同法では、都道府県の実情に応じた自転車の活用推進に関する施策を定めた「自転車活用推進計画」を都道府県の努力義務として規定。
 ⇒「奈良県自転車活用推進計画」を策定し、今後5箇年に自転車の活用を進める上で必要な取組を「観光振興」、「まちづくり」、「安全・安心」の観点で位置づけ。

目次

- 第1章 計画の策定の背景と位置づけ
- 第2章 計画区域・期間・実施者
- 第3章 現状と課題
- 第4章 計画目標と実施すべき施策・措置
- 第5章 計画を推進するための必要な事項
(自転車活用推進会議の設立)



3. 現状と課題

課題

<観光>
 ・観光施設が各地に点在し、アクセスにくい
 ※国指定の国宝・重要文化財：1,327件(全国3位)
 ※路線密度：鉄道(近畿6府県5位)バス(近畿6府県4位)
 ・観光地周辺で観光シーズンに慢性的な渋滞発生
 ※県内の主要渋滞箇所が147箇所(全国25位)

<日常生活>
 ・自転車を保有している世帯割合は高いが、通勤・通学時の自転車利用割合が低い
 ※1世帯で1台以上の自転車保有割合(全国15位)
 ※通勤：17.1%(全国39位) 通学：10.5%(全国24位)

<安全>
 ・人身事故件数に占める自転車事故件数の割合が高く、県内で微増傾向
 ※人身事故件数に占める事故件数の割合(H21：14.8% ⇒ H30：16.9%)(全国15位)
 ※人口10万人当たりの自転車事故件数50.7件(全国16位)
 ・若年層における自転車事故件数が高く(約3割)、高齢者の自転車死亡事故割合が高い(約7割)

4. 計画目標と実施すべき施策・措置

計画目標と実施すべき施策

観光振興
 目標：自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進
 1. サイクルツーリズムの基盤づくりに向けたサイクリングルートの整備
 2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実
 3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実

まちづくり
 目標：まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進
 1. 自転車を活用したまちづくりの実現に向けたまちづくり連携協定に基づく取組の推進
 2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進
 3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

安全・安心
 目標：安全で安心な自転車利用文化の醸成
 1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進
 2. 交通安全意識の向上に資する広報活動の推進
 3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組充実

実施すべき措置(下線部は下段に概要説明)

- 広域的な周遊観光サイクルルートの整備推進
 - ・ 京奈和自転車道・(仮称)世界遺産周遊サイクルルート等の整備
 - 地域内の自転車通行空間の整備推進
 - 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定を推進
 - ・ 「サイクリストに優しい宿」「自転車の休憩所」「(仮称)サイクリストにやさしい駐車場」の認定を推進
 - レンタサイクルへの支援
 - サイクルツーリズムに関する情報発信の充実
 - 自転車損害賠償責任保険等への加入の周知
 - 交通安全意識向上を図る広報啓発
 - 高齢者向けの交通安全教室の実施
- 等

京奈和自転車道や県内の観光拠点(世界遺産等)を周遊する(仮称)世界遺産周遊サイクルルート等の整備

○「京奈和自転車道」の令和2年概成予定
 ○「(仮称)世界遺産周遊サイクルルート」の令和3年度着手予定

▲周遊ルートのイメージ

「サイクリストにやさしい宿」(60施設)や「自転車の休憩所」(194施設)に加えて、新たに商業施設等と連携し、「(仮称)サイクリストにやさしい駐車場」の認定を推進 ※R1.10末時点

▲サイクリストにやさしい宿

▲サイクリストにやさしい駐車場のイメージ(事例：ピエリ守山)

奈良県自転車条例の施行(R2.4.1)に伴い自転車損害賠償責任保険の加入義務化等に関して、駐輪場・主要駅・小中高等学校等でリーフレットの配布等広報啓発活動を推進

○新聞紙面に、自転車損害賠償責任保険の加入義務化等の掲載予定(R2.3)

▲奈良県自転車条例(令和元年10月15日公布)リーフレットのイメージ